

受付番号 ()

平成30年度 (第1回募集)
海南市住宅リフォーム工事補助金 事前申込書

平成 年 月 日

海南市長 神出 政巳 様

申請者 郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

Ⓜ

電話番号

(昼間連絡が取れる電話番号)

住宅リフォーム工事補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|-----------------------------|---|
| 住宅等の所在地 | 海南市 |
| 住宅等の所有者 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他) |
| 若者世帯に該当するかの確認 | <input type="checkbox"/> 若者世帯である <input type="checkbox"/> 若者世帯ではない 若者世帯：夫婦のいずれかが40歳以下で、中学生以下の子供を扶養している、または結婚して5年以内の方 |
| リフォーム工事内容 | <input type="checkbox"/> 屋根の塗替え、葺替え <input type="checkbox"/> 外壁の張替え、塗装 <input type="checkbox"/> 内壁、天井、床の張替え <input type="checkbox"/> ガス、電気等の設備工事 <input type="checkbox"/> 浴室ユニット、浴槽の改修 <input type="checkbox"/> キッチンユニットの改修 <input type="checkbox"/> 建具・開口部の改修 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 工事金額 | 円 (概算見込) |
| 工事発注予定業者 | 所在地：海南市 業者名： (本社が市外にある場合は市内にある事業所を記入) |
| 工事予定期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 住宅の種類 | <input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 |
| 市が実施する他の助成制度を利用します(しています)か? | <input type="checkbox"/> 他の助成制度の利用なし <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修事業 <input type="checkbox"/> 店舗リフォーム工事補助事業 <input type="checkbox"/> 高齢者住宅改造補助事業 <input type="checkbox"/> 介護保険居宅介護住宅改修 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 抽選に外れた場合 | <input type="checkbox"/> はい、この事前申込書により第2回募集に申し込みます。 <input type="checkbox"/> いいえ、第2回募集に申し込みません。 |

※裏面に注意事項を記載しておりますので、必ずお目通しください。

～ ご 注 意 ～

○申込み・募集期間

「住宅リフォーム工事補助事業」に申し込まれる方は、この「事前申込書」に必要事項を記入し、都市整備課、下津行政局、各支所・出張所（8時30分～17時15分、閉庁日除く）に申し込んでください。なお、募集期間は平成30年4月2日（月）から4月19日（木）です。

○ 申込み多数の場合（申込み多数の場合は抽選となります。）

1. 抽選の有無については、4月24日（火）までにお知らせしますので、その日を過ぎても通知のない場合は、都市整備課（483-8480）までご連絡ください。
2. 抽選となった場合は、4月26日（木）19時より海南市民会館ホールでの実施を予定しております。（予定ですので、やむを得ない事情により変更となる場合があります。）
3. 抽選では、補助金の交付申請の対象となる30件を決定します。なお、第1回募集事前申込書の「抽選に外れた場合」欄の「はい」を選択していただくと、抽選により30件枠外となった場合、第2回募集への再申込みを自動的に行ったものとします。
4. 抽選には必ず出席してください。代理人による出席も可とします。欠席された場合は、申込者により申込みを取り下げたものとします。
5. 抽選により30件枠内となった方は、抽選の翌日より補助金の交付申請を行うことが可能です。

○ 注意事項

1. この「事前申込書」は、補助事業に申し込むための用紙です。提出することで補助金の交付が確約されるものではありません。補助金交付申請（本申請）に係る諸手続きについては締切日または抽選日以降（申込み多数の場合）にご案内します。
2. 工事は、補助金交付申請（本申請）後、市から「補助金交付決定通知書」が届いた後に着工してください。補助金の交付決定前に着工した場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。
3. 補助金交付申請（本申請）は、申請が可能となった日より3カ月以内に行ってください。

～住宅リフォーム工事を特にお急ぎの方へ～

補助金交付申請（本申請）時には、工事の内容がわかる書類の添付が必要になります。本申請を円滑に進めるために、特に準備に時間を要する「①見積書」、「②リフォーム工事前の写真（写真内に日付が記載されているもの）」を予めご準備ください。ただし、抽選の場合、すぐに本申請をしていただくためには、30件枠内となることが条件となりますので、ご了承ください。